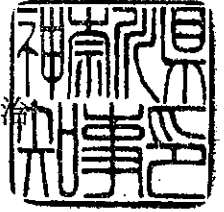




政総第 2049 号
令和 6 年 3 月 21 日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県知事 黒岩 祐滄



質問趣意書について（回答）

令和 6 年 2 月 27 日付け神議第 2394 号をもって送付のありました井坂新哉議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室
企画調整第二グループ 土屋
内線 3026

答 弁 書

● 災害対策について

○ 能登半島地震避難者への支援と支援体制の整備について

生活必需品の支給や貸与については、能登半島からの避難者に対し、石川県知事の応援要請を受け、災害救助法に基づき支援を実施しています。

被災者の避難のための交通費については、災害救助法では、重篤な患者を被災地から病院等へ輸送する場合といった、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られているため、本県では支給していません。

また、災害時に、県の広域調整の下、連携して迅速に救助を行えるよう、毎年、国、政令指定都市、物資輸送事業者等の協定事業者を構成員とする「災害救助に係る連絡会議」を実施しているほか、被災者の住居として利用可能な賃貸型応急住宅などを迅速にあっせんできるように、体制の整備について県地域防災計画に規定するとともに、市町村及び関係機関と連携した賃貸型応急住宅の供給に関する訓練を実施しています。

○ 後方支援のための実動訓練について

応援部隊の宿営、燃料補給等の後方支援の拠点となる県の広域防災活動拠点における訓練については、同拠点を所管する現地災害対策本部を設置する各地域県政総合センターが実施しています。

具体的には、職員の参集から拠点設置の初動対応に関する訓練や現地災害対策本部との通信訓練、ヘリコプターの臨時離着陸場の設置・運営訓練や救援物資の受入調整訓練などを実施しています。

このほか、県の広域物資輸送拠点から市町村の地域内輸送拠点への物資搬送訓練では、市町村や民間事業者の協力のもと、実動訓練を実施しています。

○ 後方支援のあり方について

県は、大規模地震等の災害による孤立地域の後方支援のため、県西部地域や自衛隊の駐屯地に防災倉庫を設置し、資機材を整備しています。

今回の能登半島地震を踏まえ、衛星通信システムの導入、非常用電源の確保、シャワーやトイレといった、後方支援のための県の備蓄強化と、災害により孤立する可能性のある地域に対する市町村の取組を支援するための予算を、令和6年度当初予算案に計上しました。

今後、地震被害想定の見直しの中で、地域が孤立し、交通やライフラインが途絶える厳しい環境下で、被災者がどのような困難に直面し、どのような後方支援

が必要になるのか、県民目線からの検討を深め、強化が必要な対策については、新たな地震防災戦略に位置付け、大規模地震の発生に備えてまいります。

○ 福祉避難所に係わる市町村への訓練の働きかけと支援について

市町村では、福祉避難所に関する訓練のノウハウがない、訓練実施に向け、福祉避難所となる施設との調整が難しいなどの理由から、福祉避難所の開設等の訓練を実施している市町村は少ない状況にあります。

そのため、県では、先行して福祉避難所開設等のマニュアル作成や訓練を実施している市町村の事例を全市町村と共有し、訓練の実施を働きかけるとともに、福祉避難所の円滑な運営に向けた新たな指針作りにも取り組むなど、市町村を支援していきます。

○ 個別避難計画の策定状況把握と市町村への支援について

県では、毎年、県内市町村に対して調査を実施し、個別避難計画の作成状況を把握しています。

市町村で計画作成が進まない理由として、計画作成手順等のノウハウ不足や、避難時に支援者となり得る地域住民の方々に計画の必要性が十分伝わっていないといった課題があります。

そのため、県では、今年度、国の個別避難計画作成に係るモデル事業を活用し、計画の作成や地域住民への説明、避難訓練、計画の見直しまでを示した手順書を作成中であり、今後、この手順書をすべての市町村と共有し、計画作成が進むよう市町村を支援していきます。

○ 福祉避難所に係わる他自治体等との連携について

能登半島地震では、福祉避難所の多くが、建物が被災して使用できなかったり、支援者を確保できないといった理由により、想定どおり開設できない状況がありました。また、災害発生直後に開設に向けて調整を行うべき行政も十分機能することができなかったと承知しています。

こうした能登半島地震における初動対応の課題を踏まえ、他の自治体、関係団体などと連携し、広域的な応援を受ける仕組みをしっかりと検討していきます。

● 重要土地等調査法に基づく県内の区域指定とその影響について

○ 地域住民への対応について

まず、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利

用の規制等に関する法律」（重要土地等調査法）に関する地域住民への対応については、本法は、国の安全保障上の観点から制定されたものであるため、地域住民への対応を含め、制度の運用等については、国が判断し、適切に対処すべきものと考えています。

なお、国は、法の制度や手続き等に関するホームページを開設するなど広報を行っているほか、地域住民等からの問合せに対するコールセンターも設置しています。

○ 県民への影響について

次に、区域指定に伴う県民への影響については、同法では「法律の規定による措置を実施するに当たっては、個人情報保護に十分配慮」することや「注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のもの」とすることが規定されています。

また、令和4年9月に国が閣議決定した「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」では、「思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の補償する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する」とされているほか、「収集した個人情報は、内閣府が一元的かつ適正に管理する」とした上で、「個人情報保護に関する法律を遵守し、必要な情報漏えい対策を講じるなど、厳格な管理を徹底する」とされています。

これら法等の趣旨を踏まえ、区域指定された地域住民の権利に不当な影響が及ばないように、国において、適切な運用がなされるべきと考えています。

● 横須賀に配備されている米原子力空母の交代について

○ 原子力空母の交代配備に伴う事実上の恒久化について

原子力空母の配備については、日米安全保障条約に基づき、日米両国政府が判断したものです。県としては、県民の安全な生活環境を確保する観点から、原子力空母の配備時に求めた安全航行確認体制等の確実な実施について、国に働きかけてまいります。

なお、国からは、今回の空母交替が配備の恒久化になるとの説明は受けておらず、空母の交代のみをもって、配備の恒久化につながるとは考えておりません。

○ 国と米軍に対する抗議と配備の撤回要請について

県としては、神奈川県基地関係縣市連絡協議会を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還を国に求めています。

また、現在策定中の新かながわランドデザインに、横須賀基地も含めた、県内基地の整理・縮小・返還を掲げる考えであり、引き続き、県民の基地負担軽減に向けて取り組んでまいります。

なお、原子力空母の配備については、日米安全保障条約に基づき、日米両国政府が判断したものです。県としては、県民の安全な生活環境を確保する観点から、原子力空母の配備時に求めた安全航行確認体制等の確実な実施について、国に働きかけてまいります。

● 原子力軍艦の防災対策について

原子力艦の原子力災害対策に関しては、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故を受け、国が平成 27 年に設置した作業部会において、有識者や関係省庁が、原子力災害に係るマニュアル類や国際基準の検証、商業炉との比較、地元自治体の実情把握など、様々な観点から総合的に議論し、見解をまとめたと承知しています。

その結果、災害時に避難や屋内退避を行う応急対応範囲は、従前どおり原子力空母の場合は半径 3 km で囲まれる範囲とされました。この見解に対しては、国の責任において、最新の知見と原子力艦固有の原子炉の特性を踏まえて示されたものと受けとめています。

原子力災害対策の基準等は、その特殊性と高い専門性から、国の責任のもとで統一的に定められており、県は、国の定める防災基本計画及び原子力災害マニュアル等に基づいて策定した地域防災計画（原子力災害対策）に沿って対策を講じてまいります。

● 横須賀基地における P F A S 流出問題について

○ 抗議の意を示すことと立ち入り調査を求めることについて

横須賀基地での P F O S 等流出の問題については、神奈川県基地関係縣市連絡協議会としての文書要請も含め、国に対して繰り返し要請を行っております。

そのなかで、昨年 12 月には、粒状活性炭フィルター稼働停止の情報提供を受け、水質汚濁防止法を所管する横須賀市が、測定結果の提供、市による立ち入り調査の受け入れ等を国に求めており、県としても、横須賀市の意向に沿った対応を国

に対して口頭要請しております。

今後も、横須賀市と連携して、必要な対応を行ってまいります。

○ 地位協定の改定と環境補足協定について

日米地位協定については、環境条項を新設し、我が国の環境法令を在日米軍に適用すること等を、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通じ、国に求めています。

また、環境補足協定については、円滑な立入調査や調査結果の早急な公表等が可能となるよう運用改善を図ることを、同協議会を通じ、国に求めています。

これらの事項の実現に向けて、引き続き、国に働きかけてまいります。

● PFASの規制について

県では、多くの有機フッ素化合物の総称であるPFASの人体への影響については、国の責任のもとでこれを研究・検討し、対策を講じていくべきものと考えています。

このため、令和5年8月には、国に対して、人体への影響等の新たな知見の収集に努め、速やかに情報提供するとともに、対応方針を示すよう要望しています。

こうした中で、国の食品安全委員会が評価書案で示した指標値は、国際機関、各国政府機関が行った評価結果や科学的知見等をもとに設定したのですが、一方で評価書案の中では、「将来的に、今回の検討時には不十分であったPFASの健康影響に関する科学的知見が集積してくれば、耐容一日摂取量を見直す根拠となる可能性はある」としています。

また、血中濃度の調査については、国の「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」等において、現時点では、「個人の健康影響を評価するための血中濃度の基準を定めることが困難」とされています。

そのため、県では、こうした国の取組状況を注視するとともに、必要に応じて更なる検討を行うよう要望してまいります。

● 県の地球温暖化対策計画について

県は、原子力発電に過度に依存しないこと及び再生可能エネルギーを最大限導入拡大していくことを目指しています。

しかしながら、火力発電については、再生可能エネルギーの更なる導入拡大に

取り組む中で、当面は再生可能エネルギーの変動性を補う調整力としての役割を担っているため、エネルギーの安定供給と地球温暖化対策の両立という観点から、火力発電のゼロエミッション化の推進について、今年度中に改定する「神奈川県地球温暖化対策計画」に位置付ける方針としています。

● 国際園芸博覧会について

○ 計画の見直しについて

会場建設費につきましては、コスト抑制を図りつつ、適正な水準となるよう、開催主体である国際園芸博覧会協会において整備内容を検討していると承知しています。

また、有料来場者数につきましては、博覧会の期間や規模、圏域人口等が総合的に考慮された推計モデルにより算出されたものと承知しており、県として来場者数の計画を見直す必要はないと考えています。

○ 赤字の場合の県民負担について

運営費が赤字にならないよう、国際園芸博覧会協会では多くの方々に来場いただくため機運醸成に取り組んでいます。県としても、広く機運醸成を図るとともに、魅力・感動あふれる園芸博となるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

○ 県の費用総額の見込みについて

会場建設費の補助につきましては、総額約 21 億円と見込んでいますが、県の出展費及び機運醸成費につきましては、今後、出展に向けた基本構想・計画の策定などを進める中で精査してまいります。

○ 国際園芸博覧会協会の透明性の確保について

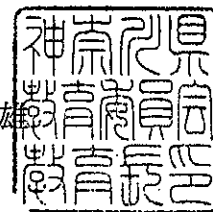
国際園芸博覧会協会は積極的に情報を公表していく方針と承知しています。県は、こうした御意見をいただいたことを、協会に伝えてまいります。



総第3489号
令和6年3月22日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄



質問趣意書について（回答）

令和6年2月27日付け神議第2394号をもって送付のありました井坂新哉 議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 工藤、黒崎
内線 8024

答 弁 書

障がい児のインクルーシブ教育の推進について

県教育委員会では、共生社会の実現に向け、すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを目指し、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。

その推進に当たっては、小学校入学段階から当たり前に、共に学び、共に育つ経験を重ねることが重要と考えており、令和6年度から指定する「フルインクルーシブ教育推進市町村」とともに、小・中学校におけるインクルーシブ教育の実践に向けて、研究・企画してまいります。

また、現在、30市町村30校において実施している教育相談コーディネーターの授業を代替する非常勤講師の配置を、県単独の事業として、すべての小・中学校に措置することは、県の限られた財源の中ではなかなか難しいと考えています。

県教育委員会としては、特別支援教育コーディネーターに係る教職員定数の改善について、引き続き、国に要望してまいります。

さらに、市町村立小・中学校で、障がいのある子どもに学習上のサポート等を行うため、「特別支援教育支援員」をはじめとする支援員を、市町村が各学校の実情を踏まえて配置していることから、県として、その配置についての基準を定めることは考えていません。

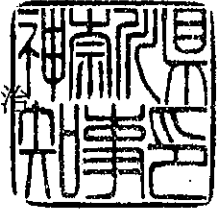
なお、国は、「特別支援教育支援員」を配置するための必要な経費について、地方財政措置を講じていることから、県教育委員会では、その更なる充実に向け、引き続き、国に要望してまいります。



政総第 2049 号
令和 6 年 3 月 21 日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について（回答）

令和 6 年 2 月 27 日付け神議第 2394 号をもって送付のありました北井宏昭議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

政策局総務室

企画調整第二グループ 土屋

内線 3026

答 弁 書

● 次世代育成の課題について（課題解決に向けた事業について）

児童相談所や児童養護施設は、虐待を受けたり、親が養育できないなどの理由から、家庭で暮らすことができなくなった子どもたちを支援しています。

虐待等の背景には、望まない妊娠・出産、孤独な子育て、生活困窮など、様々な課題が複合的に重なり合っている場合が多く見られます。

県は、こうした課題に対応するため、LINEを活用した「かながわ子育てパーソナルサポート」による子育てに役立つ情報のタイムリーな提供や、相談機能の拡充など、子育て支援施策を充実させることで、虐待等を未然に防止する社会環境づくりを進めていきます。

また、虐待を受けた子どもが親になり、自分でも虐待をしてしまう、いわゆる「虐待の連鎖」を断つためにも、子育て家庭にしっかりと寄り添った支援を行うとともに、保護者からの暴力や暴言など、子どもへの不適切な関わりである「マルトリートメント」が、子どもの健やかな成長に悪影響を及ぼすことを広く発信し、社会全体の理解促進を図ります。

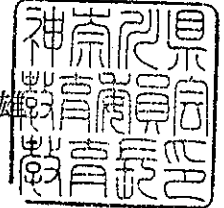
こうした取組により、子どもたちの健やかな成長を支えていくとともに、誰もが安心して子どもを生み育てられる社会の実現を目指していきます。



総第3490号
令和6年3月22日

神奈川県議会議員 加藤 元弥 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄



質問趣意書について（回答）

令和6年2月27日付け神議第2394号をもって送付のありました北井宏昭 議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 工藤、黒崎
内線 8024

答 弁 書

次世代育成の課題について

● G I G Aスクールへの対応について

令和2年度から国の施策として進められているG I G Aスクール構想は、1人1台端末を活用し、子ども一人ひとりに応じた学びを実現する取組です。

子どもが端末を学習以外の目的で使用するという懸念に対して、公立小・中学校では、フィルタリングの設定を行うなど、子どもたちに安全・安心な学習機会の保障に努めています。

県教育委員会では、現在、市町村のI C T担当者が参加する協議会で、端末活用に係る成果や課題、その対応策等について協議しています。

その中では、フィルタリング等の活用はもとより、端末を活用する際の健康面への配慮や、子どもたちが自ら適切な端末利用のルールを話し合う取組など、有効な方策を検討しています。

こうしたことにより、公立小・中学校で学ぶすべての子どもがG I G Aスクール構想に基づく端末をより一層適切に活用し、一人ひとりに応じた学びが充実するよう、しっかりと取り組んでまいります。

● 問題行動・不登校等調査について

暴力行為を繰り返すことや、不登校になることなどは、子どものS O Sのサインの一つであると捉え、その行動だけに目を向けるだけでなく、背景や要因を把握することが重要です。

県教育委員会では、今年度から、すべての子どもが抱える困難を確実に把握し、適切な支援につなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を始めています。

この取組により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職がプッシュ型面談を行い、一人ひとりの困難や、その要因を把握し、医療、福祉などのアウトリーチにつなげています。

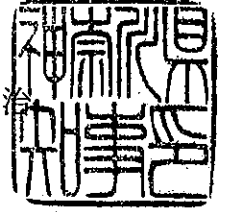
暴力行為等の問題行動や不登校に至る背景や要因は、多岐にわたり、また、複雑に関わり合っていることも多いですが、県教育委員会としては、こうした取組を通して、問題行動等の解決に向けた支援体制を、引き続き強化してまいります。



政総第 2049 号
令和 6 年 3 月 21 日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について（回答）

令和 6 年 2 月 27 日付け神議第 2394 号をもって送付のありました谷和雄議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室
企画調整第二グループ 土屋
内線 3026

答 弁 書

● 自然環境を生かした農業振興について

○ 地球温暖化による自然環境の変化に対応した農業振興について

本県においても、近年の地球温暖化により、これまで安定的に生産されてきた農産物の品質低下や収量減少などの影響を受けています。

これまで、県農業技術センターでは、高温下でも収量や品質が低下しにくい耐暑性のある米の品種「てんこもり」などの品種の選定や、高温、多雨による温州みかんの品質低下を防止する栽培技術などの開発をしてきました。

地球温暖化への対策には、継続して取り組んでいく必要があることから、気温が高くても良好に着色するブドウの新品種の開発や、植物の根を冷やすことで夏季の生育を促進するスイートピーの新たな栽培技術などを開発していきます。

県は、こうした取組により、農業者の経営の安定化を支援し、自然環境の変化に対応した本県農業を振興していきたいと考えています。

○ 県民の安心・安全な食を守るための地産地消の取組について

本県の農業は、農業者が安定的に農産物を生産し、野菜や果物などの新鮮な食料を県民に供給する地産地消を推進しています。

県では、農業者に栽培技術などを指導するとともに、県内産の優良な農産物を「かながわブランド」として登録し、百貨店等の県産品フェアによる宣伝などを行っています。

引き続き、地産地消を着実に進めていくため、意欲ある経営体の育成や、作業の効率化を図るスマート技術の導入、イベントでの試食販売や民間企業と連携したレシピの開発などに取り組んでいきます。

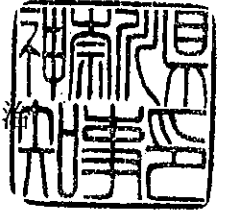
こうした取組により、県内で農産物が安定して生産され、県民の皆様には新鮮で安全・安心な食料を供給する地産地消に取り組んでいきたいと考えています。



政総第 2049 号
令和 6 年 3 月 21 日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について（回答）

令和 6 年 2 月 27 日付け神議第 2394 号をもって送付のありました青木マキ議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

政策局総務室

企画調整第二グループ 土屋

内線 3026

答 弁 書

● ナラ枯れ被害について

○ ナラ枯れの現状について

ナラ枯れについて県内では、平成29年度に初めて、三浦半島や箱根など 5 市町でナラ枯れ被害が確認され、令和 3 年度には県内32市町村で28,991本と被害が拡大しました。その後、令和 4 年度から被害が減少に転じて、令和 5 年度の被害（速報値）は、県内22市町村で1,685本となっています。

なお、初期に被害がみられた三浦半島や箱根町など県の南部の地域で、被害が大幅に減少し、遅れて被害が拡大した相模原市など県の北部の地域でも、被害が減少してきています。

○ 広域自治体としての県の役割について

森林の管理は所有者や管理者が行うことが基本となることから、ナラ枯れ被害により枯死した樹木への対応も所有者や管理者が行うことが基本となります。

しかし、急激に蔓延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがある森林病害虫については、まん延の防止に向けて広域での対策が必要であることから、県はそのための支援を行っています。

具体的には、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」を策定して、対策の基本的な考え方を示すとともに、市町村や防除事業者、森林所有者等を対象にした技術研修を開催しています。さらに令和 3 年度からは衛星デジタル画像を利用した被害調査を行い、市町村が被害対策に活用できるよう、調査・分析結果を情報提供するなどしています。

○ 未対策のナラ枯れ樹木の把握について

公園や道路、人家に近い被害木については、管理者が状況を把握し、優先順位を付けて伐採等の対策を行っております。それ以外の被害木で未対策のもの多くは、人や物への危害の危険性が少ない山の奥などにあることから、そうした被害木の状況の把握までは必要ないと考えています。

○ 市町村への注意喚起等について

「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」において、被害状況に応じた対策の実施や、安全面の確保を最優先とするなど、対策の基本的な考え方を示しています。これまでも市町村等に周知してきたところですが、引き続きガイドライン

の周知を図っていきます。

また、各地域県政総合センターや農政事務所、市町村を支援するために設置された林政サポートセンターにおいて、ナラ枯れ被害対策について相談に随時対応していくとともに、技術指導等も実施してまいります。

● 脱炭素社会実現に向けた県庁の率先行動

県有既存施設の断熱化について

県では、令和4年3月に「神奈川県公共施設等総合管理計画」を改訂し、公共施設等の維持更新に関する基本的な考え方に「県有施設における脱炭素の取組」を新たに位置づけ、長期的視点から計画的に庁舎等の脱炭素化に取り組むこととしています。

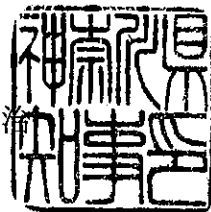
県有施設の建替えや改修に当たっては、この考え方のもと、引き続き、断熱性能の高い材料の使用や、省エネ性能に優れた設備機器、太陽光発電の導入など、省エネや再生可能エネルギー設備の導入を進めてまいります。



政総第 2049 号
令和 6 年 3 月 21 日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について（回答）

令和 6 年 2 月 27 日付け神議第 2394 号をもって送付のありました小川久仁子議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

政策局総務室

企画調整第二グループ 土屋

内線 3026

答 弁 書

● 県立病院機構への県からの職員派遣について

県立病院機構への職員派遣については、県からの人的援助を通じて、病院業務の円滑な実施を確保するため、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づいて実施しています。

職員派遣が必要なポストや人数については、毎年度、県と県立病院機構との調整により決定しており、県では、地方独立行政法人の自律性・自主性を尊重する観点から、いわゆるプロパー職員を中心とする体制とし、県からの派遣職員数を徐々に削減できるよう、促してきました。

これにより、県立病院機構の設立当初の平成 22 年度に 145 名であった派遣職員数は、今年度、令和 5 年 6 月時点で 30 名まで減少しています。

一方で、この派遣職員の約 3 分の 2 は、派遣先の役職が「課長以上」のいわゆる「幹部職員」となっており、こうした一定程度以上の経験が求められるポストに関しては、未だ内部での人材育成に期間を要するといった実情に応じて、県から人員を派遣することが必要な状態が続いています。

そのため、県立病院機構への職員派遣を機構内での人事ローテーションに変更することは現時点では困難と考えますが、県立病院機構に対し、他の地方独立行政法人における事例も参考にしつつ、外部から経験豊富な専門スタッフを雇用することも含め、より一層のプロパー化を検討するよう働きかけていきます。

こうした取組により、県からの職員派遣の必要性をしっかりと見極めながら、県立病院機構が独自に専門性の高い職員を確保、養成していく体制を構築できるよう、引き続き調整を進めてまいります。

● がんセンターの重粒子線治療について

県立がんセンターでは、平成 27 年度に重粒子線治療施設を設置し、これまで、累計で 3,000 名を超える方に対し治療を行ってきました。

直近である令和 4 年度は目標を超える 640 件の治療を行い、今年度も目標を達成できる見込みであり、引き続きより多くの皆様に重粒子線治療を提供していく予定です。

重粒子線治療はその安全性を確保するため、高度な専門性や技術とともに、施設や設備に精通した経験豊かな専門の職員が必要であり、こうした人材は全国的に大変少ない状況です。このため、重粒子線治療施設を他の病院や大学等の機関に貸し出すなどの対応は難しいと考えています。

一方、県立がんセンターでは、重粒子線治療に精通した人材の育成に向け、全国から専攻医を受け入れて専門研修を実施しているほか、群馬大学及び山形大学と人材育成の協定を締結し、医療職の受入れを行っています。

今後は県立病院機構と連携し、こうした人材の受入れを、他の大学や施設にも広げることで、本県の貴重な重粒子線治療装置を効果的に活用し、人材の確保や育成を進めていきたいと考えています。

● 入院時に求められる同意書について

県立病院機構の各病院では、入院患者の安全を守るために行う身体拘束や、カメラでの監視、いわゆるモニタリングについて、原則として本人の同意を得て行っています。一方で、例えばモニタリングの同意については口頭で同意を取っている病院もあり、患者やご家族からは「説明を十分に受けたか記憶にない」といった声も伺っています。

身体拘束やモニタリングといった人権に関わることについては、患者の目線に立った丁寧で分かりやすい説明のもと、ご本人がその必要性を理解したうえで同意できるよう、その手続きについて改めて検証が必要であると考えます。

そこで県では、身体拘束やモニタリングの同意書をはじめ、患者への説明や同意を求め様々な手続きについて、各病院で様式等を共通化することを含め、患者の目線に立ったより適切なあり方を検討するよう、県立病院機構に働きかけてまいります。